

A.
舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の各協働センターは、名前が支所に変わりますが、場所もサービスの内容も変わりません。同じ手続きができます。



Q.
協働センターが支所になるところはサービスが変わるのですか？

A.
東・西・南・北区役所は、それぞれ、東・西・南・北行政センターに名前が変わりますが、場所もサービスの内容も変わりません。同じ手続きができます。



Q.
区の名前が変わったら新しい区の区役所に行かないと手続きができないのですか？

A.
戸籍・住民票の届出・証明書の発行・印鑑登録・税証明・福祉・国民健康保険などのふじのうの手続きは、支所・協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターでもできます。支所や協働センターなどの場所は、20・21ページにのっています。手続きの項目と手続きができる場所は、22ページからあとにのっています。



Q.
区役所や行政センターのほかに手続きができるところはありますか？

A.
戸籍・住民票や自動車運転免許証などの住所を変える手続きは、ほとんど必要ありません。くわしいことは、8ページから10ページを見てください。浜松市のホームページや動画にものっています。

動画



Q.
区が変わって区の名前が変わると、住所を変える手続きも必要ですか？



そのほか、これまでの区が変わることについてわかりやすく説明する動画があります。ぜひ見てください。

これまでの区が変わることについて  	市の情報番組の特別号 これまでの区が変わることについて  	これまでの区を変えることはどのように決まったのでしょうか  	なぜこれまでの区を変えるのでしょうか  	これまでの区を変えたあとのしくみ・住んでいる人が自分たちで町を良くしているようす  
---	---	---	--	---